



Title	妥当要求の普遍性と発語内的否定：究極的根拠付けの新解釈を求めて
Author(s)	嘉目, 道人
Citation	メタフュシカ. 2019, 50, p. 23-35
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/73764">https://doi.org/10.18910/73764</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 妥当要求の普遍性と発語内的否定 —究極的根拠付けの新解釈を求めて—

嘉目道人

### 序

カール・オットー・アーペルらの超越論的語用論は、「究極的根拠付け (Letztbegründung)」の論証を提示していることで知られる<sup>1</sup>。その内容は、論証的討議の一般的規則についての可謬主義ないし相対主義的な発話が、その命題内容と発語内行為との間で遂行的自己矛盾 (performativer Selbstwiderspruch) に陥らざるを得ないことを指摘し、それによって当該の規則が「背後邇行不可能 (unhintergehbar)」であることを示す、というものである<sup>2</sup>。

この究極的根拠付けを必然的真理の証明と見なす風潮がある。たとえば Kudaka (2011) がそうである。アーペルやクールマン自身の著作にも、それを示唆するような文言を見つけることが出来る。本稿は、このような見方を、究極的根拠付けについての「必然的真理モデル」と呼んで問題視するとともに、それに代わるモデルを模索する、一つの試論である。

本稿の議論は以下のように進行する。(1) 首先、「必然的真理モデル」という名称を導入し、その問題点を指摘する。(2-1) 主張の発話が掲げる妥当要求に、普遍的／ローカルという範囲の差異を設定し、それによって超越論的語用論の論敵をより細かく分類できる枠組みを準備する。(2-2) 命題的否定と発語内的否定の差異に着目し、「保留」という態度を導入する。以上により、討議の規則に対する態度を、全部で 8 通りに分類する。そのうちの 2 つが超越論的語用論に該当するが、必然的真理モデルでない方に沿って究極的根拠付けを理解することを提案する。

---

付記：本稿は、2018 年 6 月 29 日に、入江幸男教授（当時）と嘉目が担当する論文作成演習の一環として行った口頭発表の原稿に、質疑応答の結果を踏まえて加筆修正を加えたものである。多くの有意義なコメントを頂いたことに対して、当日の出席者の方々に厚くお礼を申し上げたい。また、本研究の一部は JSPS 科研費 JP19K12923 の助成によるものである。

<sup>1</sup> 超越論的語用論の成立史や具体的な内容に対する筆者の見解については、嘉目（2017）および嘉目（2012）を参照されたい。

<sup>2</sup> 実際に提示された究極的根拠付けの論証としては、Apel (1976) および Kuhlmann (1985), S. 82ff. を参照。

## 1. 「必然的真理モデル」の問題点

超越論的語用論者の久高將晃は、ある論文 (Kudaka 2011) において、「究極的根拠付け」という用語には、「絶対的」な根拠付けと「相対的」な根拠付けという二つの意味がある、と主張している。アーペルやクールマンはそのようなことを述べていないので、久高の主張が超越論的語用論の標準的な見解であるとは言えないが、本稿の問題設定に鑑みて重要であると思われる所以で、ここで取り上げたい。

同論文における久高の目標は、究極的根拠付けはいかなる意味で「究極的」なのか、という問い合わせに答えることである。以下の二つの根拠付けを区別することで、その問い合わせに答えることができる、と久高は考える (vgl. S. 50)<sup>3</sup>。

- (1) あらゆる可能世界におけるあらゆる論難に耐えうる事柄を証明する、絶対的根拠付け
- (2) われわれの現実世界におけるあらゆる論難に耐えうる事柄を証明する、相対的根拠付け

遂行的自己矛盾が生じるか否かを検討される対象となるのは、現実になされる（たとえば可謬主義的な）発話である。その意味で、究極的根拠付けの論証はつねに (2) であると言える。しかし、(2) であるような論証が妥当したとしても、その論証が (1) としては妥当しないとすれば、それは「究極的」と呼ぶに値するような根拠付けとは言えないだろう。久高の考えでは、究極的根拠付けはむしろ、(2) を具現化することによって (1) の可能性を示すようなものである (vgl. S. 53)。

以上のように、久高は究極的根拠付けの「究極的」という語を、「あらゆる可能世界における」という意味で理解しようとしている。本稿ではこの点に着目したい。より正確には、「あらゆる可能世界における論難不可能性からは、(中略) どの可能世界 [のコンテクスト] からも独立した（絶対的な）真理が帰結する」 (S. 50, 補足は引用者による) という考えに着目したい。(1) の可能性にのみ言及する久高の物言いはやや曖昧であり、おそらく、われわれは (1) を通じて実際にそのような真理に到達するとは考えていないだろう。しかしながら、ここで問題にしたいのは、われわれが究極的根拠付けによって実際に絶対的な真理に到達できるか否かではない。問題にしたいのは、究極的根拠付けが、理念ないし要請としてであれ、絶対的な真理の証明であると理解されている点である。

以下では、このような理解を「必然的真理モデル」という名前で呼ぶことにしたい。想定されているのは次のような立場である。〈論証的討議の規則についての可謬主義ないし相対主義的な発話は、遂行的自己矛盾に陥らざるを得ない。それゆえ、当該の規則を述べる命題は必然的に真である〉。特定の可能世界のコンテクストから独立した「絶対的な」真理、という久高の理解を含め、〈究極的根拠付けは単なる偶然ではない（絶対的な、必然的な、論理的な、ア・プリオリな、等々）真理の証明だ〉、と考える立場全般を、本稿では、細かな差異は無視して「必然的真理モ

<sup>3</sup> 以下、同じ文献からの参照指示が連続する場合は、ページ数のみを記す。

デル」と一括して論じることにする。

一見すると、必然的真理モデルは究極的根拠付けについてのごく自然な理解であるように思える。だが、究極的根拠付けはもともと、討議の規則についての可謬主義および相対主義を退けるための論証であった。この目的を達成するために、必然的真理の証明が必要であるとは限らない。特定の可謬主義的発話を遂行することが実践的に不可能であることと、討議の規則に関する命題が必然的に真であるということは、必ずしも同じことではない。久高が上記の（1）を強調するのは「究極的」という言葉の意味を重く見ているからであって、単に可謬主義者や相対主義者を退けるだけであれば、（2）の相対的な根拠付けで十分なのである<sup>4</sup>。

それゆえ、究極的根拠付けを必然的真理の証明とする議論は、本来の目的からすれば必要以上に高い目標を達成しようとしているようにも思える。言い換えれば、必然的真理モデルは究極的根拠付けにとって不要なのかもしれない。だが、問題はそれだけではない。必然的真理モデルを採用すべきでない理由を複数挙げることができるのだ。以下に列挙しよう。

（3）必然的真理モデルでは、直観主義論理の観点からの批判に答えられない。

直観主義論理の観点からの批判は、入江幸男によって提出してきたものである。究極的根拠付けは可謬主義ないし相対主義的な発話をどうしても遂行的自己矛盾に陥らざるを得ないという事実に訴え、翻って当該の討議の規則が背後邇行不可能であることを証明する。その過程には直観論理の禁じる二重否定消去が使用されているため、直観主義論理を採用すればこの証明は妥当なものではなくなる、というのがこの批判の趣旨である（cf. 入江 2013, pp. 1-3）。究極的根拠付けは一般的な超越論的論証とは違って形式論理学的な推論ではない、という考え方もあるが（vgl. z. B. Kuhlmann 1985, S. 88f.）<sup>5</sup>、しかし〈ある命題内容の発話を遂行的自己矛盾に陥る。ゆえに、その反対の命題内容が真である〉という論証は、形式論理学的に記述されていなくとも、二重否定消去に基づいていることは否定しがたいように思われる。したがって、究極的根拠付けは一般的な超越論的論証とは違う、と述べるだけでは、回答として十分ではない。

必然的真理モデルでは、この批判に答えることが難しい。なぜなら、このモデルでは文字通り遂行的自己矛盾から反対の命題内容を必然的真理として導出するものとして、究極的根拠付けが理解されるからだ。

（4）必然的真理モデルは形而上学的なコストが高く、超越論的語用論が前提とする真理の合意説との折り合いをつけることが難しい。

<sup>4</sup> ユルゲン・ハーバーマスは、アーペルの究極根拠付けを批判しているが、彼自身もまた、討議を拒否する懷疑論者に対しては、ヘーゲル的人倫に訴えた上で、事実上、遂行的自己矛盾を指摘する論証を展開する（vgl. Habermas 1983, S. 109f.）。これを、久高の言う相対的な根拠付けの一種とみなすこともできるだろう。

<sup>5</sup> 嘉目（2012）において、筆者はクールマンの見解に従いこのように結論付けたが、不十分な議論であったと現在は考えている。

必然的（絶対的、論理的、等々）な真理を究極的根拠付けの議論に持ち込むことは、形而上学的なコストを高くしてしまう。もともと超越論的語用論は、論証的討議を理論の中心に据える上で、C. S. パースの科学（科学者）論にヒントを得た「真理の合意説」を前提としている。アーペルが好んで引用するパースの叙述は、「探求を行う全ての者によって究極的に同意されるよう運命づけられた意見が、われわれが真理ということで意味しているものであり、この意見において表現される対象が実在である」（CP, 5.407）というものである。この考えを敷衍し体系化したものが真理の合意説であり、一言でいえば、真理を「理想的コミュニケーション共同体における究極的合意」と見なす真理論である。この場合、真理はわれわれから独立した物自体の世界に属するものではなく、「長期的には」到達可能なものとされる（vgl. Apel 2002, S. 133; 136）。そうすると、上で引用した「どの可能世界〔のコンテクスト〕から独立した（絶対的な）真理」（Kudaka 2011, S. 50）という久高のアイデアや、それに類する真理の想定は、はたして合意説と整合的なのか、という疑問が生じてくる。

アルブレヒト・ヴェルマーは、著書『倫理学と対話』（Wellmer 1986）において真理の合意説を批判している。それは、討議における合意の身分を問うものである。歴史上の、つまり現実の討議における合意は、可謬的であり、討議倫理学が必要としている真理の基準とするには不十分な妥当性しか持たない（vgl. S. 71f.）。だからと言って、歴史から隔絶した形而上学な究極的合意を想定すれば、今度はなぜそれを再び歴史上の、現実の討議に連れ戻して基準として使用できるのかが問題となる。ヴェルマーは、アーペルの合意説は後者の道を採ろうとする、「弁証論的仮象」（S. 85）にもとづいた「絶対主義」（S. 100）だと批判している。もっとも、アーペル自身は究極的合意を歴史から隔絶したものと考えているのではなく、「長期的には到達可能」なものとして現実世界の時間的延長線上に想定されるべき統制的理念と考えている。また、現実の討議において議題となっている命題の真偽を判定するために、究極的合意そのものを基準として使えると主張しているわけでもない。それゆえ、ヴェルマーの批判は完全に当たっているわけではない。ところが、「究極的」という語を「あらゆる可能世界における」という意味で捉え、現実世界から独立した必然的（絶対的、論理的、等々）な真理を想定すれば、今度こそヴェルマーの批判と向き合わなくてはならなくなるように思われる。

以上の理由から、究極的根拠付けについては、必然的真理モデルとは異なる解釈が可能であると考えられるし、また必要もある。究極的根拠付けの論証の内容を変えることなく、その論証に対して必然的真理モデルでない解釈を提示できれば、直観主義論理の立場からの批判を回避することができるし、形而上学的なコストを削減し、合意説との折り合いをつけることができるだろう。そこで、次節では実際に別の仕方で究極的根拠付けを理解することを試みたい。

## 2. 主張の発話をめぐる2つの区別

### 2-1. 普遍的な妥当要求とローカルな妥当要求

究極的根拠付けをどのように捉え直すとしても、論証の基本的な構造が変わるものではない。すなわち、討議の規則についての可謬主義者や相対主義者の発話は遂行的自己矛盾に陥らざるを

得ないということを指摘ないし暴露する、という構造自体は変わらない。問題は、そこから何が言えるのか、ということである。それゆえ、究極的根拠付けに従来とは異なる解釈モデルを与える上でも、まずは遂行的自己矛盾について考えてみる必要があるだろう。遂行的自己矛盾について考えると、可謬主義ないし相対主義的な発話と、その発話が言及する討議の規則について、また両者の関係について考えることである。ただしここでは、主張という発語内行為に重点を置いて考えることにする。

ところで、遂行的自己矛盾や発語内行為の定義ないし分析は、超越論的語用論によって十分になされてきたとは言いがたい。アーペル自身は、ジョン・オースティンやジョン・サール、またとりわけハーバーマスによる、遂行文や発語内行為、そして妥当要求の分析の大半を受け入れており、必要に応じて援用している。そのためか、アーペルは特に厳密な定義を与えることなく「遂行的（自己）矛盾」という語を使用している。クールマンは、遂行的自己矛盾を、発話の「発語内に理解される遂行的部分と、叙述的に理解される命題的部分」（Kuhlmann 1985, S. 88）の間の不整合として理解している。ごく簡単に言えば、〈一つの発話における発語内行為と命題内容との矛盾〉となる。これはシンプルだが、最も一般的な遂行的自己矛盾の定義である。

ところでクールマンは、遂行的自己矛盾は主に自らの発語内行為への自己反省を欠く態度、すなわち「自己忘却」（S. 80）から生じると考えている。それに関連して「行為知」（S. 77）という概念を導入してもいる。これは自らの言語行為についての知であり、陰伏的で直観的なものではあるが、事後的に言語化することが可能だという。それゆえ、アルバートのような可謬主義者も、ローティのような相対主義者も、主張とはどのような発語内行為なのかについて、自らの行為知を思い出させてやれば、主張の内容を撤回せざるを得なくなるし、どちらも同じように処理できる、とクールマンは考えているようである<sup>6</sup>。

しかし、ポパーやアルバートの可謬主義と、ローティの相対主義とでは、真理や根拠付けに関して考え方には差異があることは明らかだろう。具体的には、ポパーらの批判的合理主義は形而上学的实在論を前提としており、われわれの探究から独立に真理が存在すると考える（cf. Popper 1983, pp. 80-81）<sup>7</sup>。われわれは決して真理を特定したり、真理に到達したことを確信したりすることはできないが、しかし、提出される諸理論・諸命題を反証のテストに掛け続けることによって、真理に漸近することはできる。つまり、われわれの知識ないし認識を改良していくことはできる、というのがポパー主義的な可謬主義者の立場である（vgl. z. B. Albert 1968, S. 42）。

一方、ローティはそのような改良主義的な立場を取らない。彼は「真理は勝利するよう運命づけられている」「真理は勝つであろう」というバースの発言に対して批判的である。「正義」や「真理」は、単にヨーロッパの思想史の方向性に相対的に提示されてきた概念に過ぎない、と（自身を含む）プラグマティストは考える。しかしそれも、彼らが「必然的真理」を知っているということではないのだという（cf. Rorty 1982, p. 173）。ローティはわれわれから独立した真理を否

<sup>6</sup> 他には、嘉目（2012）で取り上げた、マティアス・ケットナーによる遂行的自己矛盾の分類の試みなどがある。ここでは発語内行為に主題を絞るため、立ち入らない。

<sup>7</sup> この点については、Yoshime(2016), p. 278 でも簡潔に論じている。

定するわけではないが、その概念は特に何の役にも立たず不要である、と考えている。

また、「発話は普遍的な妥当要求なのか」という論文 (Rorty 1994) では、プラグマティストとしての「デイヴィッドソン主義者」の立場から、アーペルとハーバーマスの論証戦略を批判している。その論点は多岐にわたるが、ここで着目したいのは、〈何かを主張するときには普遍的な妥当要求がなされ、それが合意を介して真理と関係する〉という想定は誤りだ、という彼の見解である。これはアーペルやハーバーマスにとっては受け入れられない見解だが、ポパー主義との違いを明確にするためにも、まずはその言い分に耳を傾けてみよう。

もしわれわれがあらゆる論議の統一的目標を規定するべきならば、それは単純に合意 [Übereinstimmung/意見の一致] だが、正当化がそうであるように合意もまた決して普遍的でも絶対でもなく、むしろつねに場に依存しており相対的である。(中略) デイヴィッドソンは、真理が決してある何らかのものに相対的ではないということを喜んで認める。しかし彼は、発話が自動的に普遍的妥当を要求するということを認めないだろう。彼にとって正当化は単に相対的なものであり、(中略) 真理は非相対的で意味論的なものである。これら二種類の概念を結びつけるものは何もない。それゆえ、「普遍的妥当」という超越的な契機は、あらゆるローカル性 [Provinzialität] を」突破する、というハーバーマスの主張を、デイヴィッドソンは認められない。(S. 977)

このコメントは、真理の合意説への批判を含んでいる。そちらも重要なだが、ここで着目したいのは、発話の妥当要求に関する批判の方である。妥当要求とは、この発話の内容が妥当であると認定せよ、という討議のパートナーへの要求である。それはまた、パートナーから疑義が提出された場合には、しかるべき根拠によって正当化する用意があるということの表明でもある。アーペルやハーバーマスの考えでは、討議における妥当要求は特定のローカルな討議における事実としての妥当ではなく、あらゆる可能な討議における普遍的な妥当、つまり妥当性 [Gültigkeit] の要求でなくてはならない。(vgl. Habermas 1983, S. 71; Apel 1998, S. 206)

ローティはまさにこの点に反対しているのである。彼は、われわれが討議において主張の発語内行為を行うことや、その際には妥当要求が掲げられる、ということ自体を否定しているのではない。さらに言えば、ローカルな討議における事実的な妥当と、あらゆるローカル性を超越するもの（真理）を区別することすら認めている。彼は、主張が自動的に普遍妥当性の要求を含意するという考えを拒否し、ローカルな妥当性しか要求しない主張が可能であると主張しているのである。それは以下の一節に最もよく表現されている。

われわれにとって正当化されているものと、真であるものとの区別は、われわれが自らの信念を特定の聴衆の前では正当化することができるが、他の聴衆の前ではできないという区別によって置き換えられる。われわれは「あらゆる者の前で正当化すること」や「あらゆる可能なコンテクストにおいて正当化すること」といった概念を放棄することができる。(Rorty

1994, S. 979)

以上のことから、彼がアーペルとハーバーマスに対して申し立てている異議を、以下の2点にまとめることができるだろう。

- (5) 普遍的（非相対的）なものは真理であって妥当性ではないので、主張に際して普遍的妥当を要求することは認められない。（ネガティヴな異議）
- (6) 妥当要求の及ぶ範囲をその都度のローカルな討議にまで切り詰めても、われわれは問題なくやっていける。（ポジティヴな異議）

翻って、ポパー的な可謬主義者であれば、主張が普遍妥当性の要求であるというハーバーマスの立場に対して、そこまで反発を示さないだろう。なぜなら、彼らは諸理論や諸命題を反証のテストに掛けるという永続的な活動を重要視しており、理論の提出が普遍妥当性要求を伴うのであれば、反証は普遍妥当性要求の却下を伴うというだけのことだからだ。

ポパー的可謬主義者とローティ的相対主義者では、真理や妥当要求についての考え方がかなり異なっているのである。してみると、本節で追及すべき解釈モデルは、主張という発語内行為が掲げる妥当要求について、この両者を区別できることが望ましいように思われる。この区別は、必然的真理モデルに対する代替案として必須であるわけではないが、説明力を高めることで、従来のモデルよりも有力で有用なモデルを提示することができるだろう。

そこで、便宜上、ローティの考えに譲歩し、主張の発話は普遍的な妥当要求のほかに、ローカルな妥当要求を掲げることもある、と想定してみよう。あるいは、主張の発語内行為に普遍的な主張とローカルな主張という2つの下位区分を設定しても良いだろう。どちらにせよ、普遍的な主張／妥当要求が、発話の命題内容が現在の討議を超えて妥当することを認めるよう要求するのに対して、ローカルな主張／妥当要求は、発話の命題内容が少なくとも現在の討議には妥当することを認めるよう要求するものとする。

さて、この区別を導入すると遂行的自己矛盾の議論において何が言えるようになるのかを見てみよう。クールマンによれば、超越論的語用論は論敵に対して「われわれは有意義な論議の諸規則と諸前提を有意味に、つまり自己矛盾に陥ることなく、論難することができない」(p) という主張を根拠付けてみせなければならない。このとき、それは「「討議の規則は、私には妥当しない [nicht gelten/ 効力を持たない] 」」という命題 ( $\neg q$ ) は、必然的に偽である」という主張と同値だという (vgl. Kuhlmann 1985, S. 83)。このとき、( $\neg q$ ) の否定記号が何を否定しているのかについては解釈の余地があるが、(q) の内容は「討議の規則は、私に適用される（妥当する）」だと考えるのが自然であろう。よって、以下では次の2つの命題を例として使用することにする。

- (q) 討議の規則は、私に妥当する。
- ( $\neg q$ ) 討議の規則は、私には妥当しない。

そうすると、4通りの主張を区別することが出来ることになるだろう。

- (7)  $q$  を普遍的に主張する
- (8)  $q$  をローカルに主張する
- (9)  $\neg q$  を普遍的に主張する
- (10)  $\neg q$  をローカルに主張する

必然的真理モデルでは、究極的根拠付けは  $(q)$  が必然的に真であることを証明するとされるので、このモデルで見た超越論的語用論の立場は (7) になる。次に、ローティの異議のうち (6) は、討議の規則についての主張であったと理解するなら、(8) に相当するものと見なすことができる。なぜなら、すでに述べたように、ローティはここで討議の規則がローカルな討議において事実として妥当することを否定しているわけではないからだ。

ところが、討議の規則の妥当が可謬的であると主張するポパー主義者の立場は、(7)-(10) の4つの選択肢には上手く当てはまらないように思われる。ポパー主義者は討議の規則が妥当することは可謬的であると考える。だから (7) はもちろんのこと、(8) にも該当しない。かと言って、彼らは  $(\neg q)$  を主張しているのではない。よって (9) でも (10) でもない。

また、ローティの異議のうち、(5) も上の4項目には当てはまらないように思われる。上では「ネガティヴな異議」と名付けておいたが、だからといって (9) にも (10) にも該当しなさそうである。そもそも討議の規則を問題にしているわけではないので、ここに含めようとすることがおかしいのかも知れない。では、次のような別の命題であつたらどうだろうか。

- (r) 討議においては、主張によって普遍的妥当が要求される。
- ( $\neg r$ ) 討議においては、主張によって普遍的妥当が要求されることはない。

一見すると、ローティは (5) によって  $(\neg r)$  を主張しているということになりそうである。しかしもちろん、普遍的にではないだろう。普遍的に主張したのでは、遂行的自己矛盾に陥ってしまう。よって、こうなるように思われる。

- (5)'  $\neg r$  をローカルに主張する

ところが、これでは (5) の言わんとすることを捉えそこなっているように思われる。この場合、たとえば現在の（ローティとアーベル／クールマンとの）討議においては  $(\neg r)$  が妥当するが、他の討議では分からぬ、つまり普遍的な妥当要求が掲げられる討議があつてもおかしくはない、とローティが主張していることになる。これは必ずしも (6) と矛盾しないかもしれないが、ローティはそんなことを言いたいわけではないだろう。むしろ、彼はここで  $(\neg r)$  を含む特定の肯定的な主張にコミットしているのではなく、ただ (r) を否定したいだけなのではないだろうか。

以上のように、この4項目だけでは、まだ解釈モデルとして十分でないことが明らかである。もっとも、それは初めから分かっていたことでもあった。というのも、これが必然的真理モデルに対する代案であるのなら、超越論的語用論の立場は遂行的自己矛盾に二重否定消去を適用しないものでなくてはならないので、(7) にはなり得ないはずだからだ。ただし、ポパー的な可謬主義とローティ的な相対主義が異なる立場であるということは、後者の立場の半分はこの分類で説明できるという事実によってすでに示唆されている。従来のモデルよりも優れた説明力を持つことを示すためには、この分類をさらに拡張し、ポパー主義も、ローティのもう一つの異議も適切に位置づけられるようにすればよい。

## 2-2. 命題的否定と発語内的否定

上の区別で扱いきれなかったものを扱うためには、命題の主張ではなく否定の側面を掘り下げる必要がありそうである。つまり、われわれはここで、サールの言う命題的否定と発語内的否定の区別を考えてみるべきなのである。命題的否定とは、たとえば  $(\neg r)$  を主張するということであり、発語内的否定とは、たとえば  $(r)$  を発語内行為のレベルで、肯定的主張とは区別される形で否定するということである。サールは、両者の違いを次のように形式化して表現している (cf. Searle 1969, p. 32)。 $(p)$  は任意の命題、 $F$  は発語内的力を表しており、ここでは主張を考えれば分かりやすいだろう。否定記号は本稿で使用しているものに変更している。

(11)  $\neg F (p)$

(12)  $F (\neg p)$

(11) がいわゆる発語内的否定であり「 $(p)$  を主張しない」ということ、(12) は命題的否定であり「 $(\neg p)$  を主張する」ということである。この2つの否定が互いに還元され得ないことをサールは指摘したわけだが、これは本稿の目的にとってきわめて重要な示唆を与えてくれる指摘である。なぜなら、必然的真理モデルは、二重否定消去によって、討議の規則についての肯定命題  $(q)$  の証明に至るのであり、その場合の二重否定は否定命題の発語内的否定から成る、と理解することは有力な選択肢であるように思えるからだ<sup>8</sup>。

ところで、入江幸男によれば、「発語内的否定の発話は、元の発語内行為の拒否ではなくて、保留である」。なぜなら、「主張を拒否するとは、単に主張しないというだけでなく、主張しないと決めていること」、つまり「主張しないと約束すること」であることになり、それは主張型ではなく行為拘束型の発語内行為であることになってしまうためだという。これに対し、主張を保留するとは「単に主張しないだけでなく、主張するかしないか決めていない」ということである (入江 1992, p. 206)。入江が保留という形の発語内的否定を導入するのは、懷疑論の可能性を担

<sup>8</sup> ただし、討議は一人で行うものではなく、究極的根拠付けの論証も例外ではない。遂行的矛盾をこのような意味での二重否定として理解するのであれば、その場合の「発語内的否定」は単なる態度の保留ではなく、それどころか話し手個人の発語内行為ですらないかも知れない。こうした点については、今後の検討課題とするほかない。

保するためである。たとえば、ヒンティッカは、 $\vdash$ （私は存在しない）という発話は自己矛盾するため、 $\vdash$ （私は存在する）が確実なものとなる、という超越論的論証を行っており（「 $\vdash$ 」は主張の発語内行為を表す）、アーペルもこれを、究極的根拠付けを説明するために引用している。しかしこのとき、

命題的否定に加えて発語内的否定の発話を態度保留型として認めると、

$\neg\vdash$ （私は存在しない）

という発話も可能であり、「私は存在する」という発話が必然的に帰結するわけではないことになる。ヒンティッカの議論へのこのような批判は、この議論に基づいているアーペルの討議倫理への批判へと我々を導くだろう。（p. 208, 否定記号は変更している）

ここで入江が示唆している「アーペルの討議倫理への批判」とは、必然的真理モデルの究極的根拠付けへの批判であろう。ここでは直観主義論理には言及されていないが、語用論的な次元でも同じロジックないしタイプの批判を展開することが可能であることになる。「究極的根拠付けは形式論理学的な記述に還元できない語用論的な論証だ」と主張するだけでは、こうしたタイプの批判をかわせないことが伺える。

では、入江に従って、命題的否定に加えて発語内的否定（保留）を導入し、発語内的肯定としての主張と対になるものと見なすなら、先ほどの命題（q）「討議の規則は、私に妥当する」の発話がどうなるのかを見てみよう。

- (13) q を主張する
- (14) q への態度を保留する
- (15)  $\neg q$  を主張する
- (16)  $\neg q$  への態度を保留する

これらを、(7)–(10) と組み合わせると、最終的に 8 通りに分類できることになる。一覧表で見てみよう。

番号	命題内容	肯定／否定	発語内行為	妥当の範囲
(17)	「討議の規則は私に	適用される」	主張	普遍的
(18)	「討議の規則は私に	適用される」	主張	ローカル
(19)	「討議の規則は私に	適用される」	保留	普遍的
(20)	「討議の規則は私に	適用される」	保留	ローカル
(21)	「討議の規則は私に	適用されない」	主張	普遍的
(22)	「討議の規則は私に	適用されない」	主張	ローカル
(23)	「討議の規則は私に	適用されない」	保留	普遍的
(24)	「討議の規則は私に	適用されない」	保留	ローカル

この表のうち、(17)、(23) は超越論的語用論の立場だが、残りはすべて超越論的語用論者にとっての論敵となり得る。たとえば前節で検討したローティの異論(6) は(18) に、また異論(5) は、ここでは(19) に（正確には、(r) に対する(19) の形式の態度に）該当するだろう。一方で、ポパー主義的な可謬主義もまた(19) に該当するだろう。してみると、この表や分類自体を論拠にするだけでは不十分だろうが、ローティの立場は複合的で、整合性に問題があるようにも見える。

従来、超越論的語用論者がこれらの論敵を区別し、個別に論じることは少なかったように思われる。特に以前のクールマンなどには顕著な傾向だが、(17) と両立しない立場が全て一種類の遂行的矛盾、つまり自己忘却として同様に扱われていた。しかし、かりに超越論的語用論の立場を前提とすればすべて遂行的矛盾に帰着するのだとしても、それぞれ矛盾の仕方が異なっているはずである。それらを分類し、場合によっては個別に追加の論証を与える必要も生じてくるだろう。本稿の図式は、そうした作業の助けにはなるはずである。

さて、本稿の目的は、究極的根拠付けに対して、必然的真理モデルではない解釈を与えることであった。上述の通り、分類された 8 つの立場ないし態度のうち、超越論的語用論に該当し得るものは、(17) と(23) の 2 つある。そのうち肯定的な(17) は必然的真理モデルと結びついている。すなわち、必然的真理モデルによれば、究極的根拠付けによって(17) の態度が可能となる。

それゆえ、われわれが採用するべきモデルは、究極的根拠付けによって可能になるのは(23) までであり、そこから(17) へ無条件で飛躍することはできない、というものになる。否定命題の発語内的否定をある種の二重否定として理解すべきなのだとしたら、あくまでも $(\neg q)$  への態度を保留し続けなくてはならない、言い換えれば、どこまで行っても $(\neg q)$  を主張することはできない、というのが究極的根拠付けが示すことの全てである。そして、討議の規則についての可謬主義や相対主義を退けるためには、これが言えれば十分であるように思われる。また、あくまでも真理の合意説を取るのであれば、究極的根拠付けは「あらゆる可能世界における」のように我々からの独立を意味するのではなく、長期的には到達可能な点へ向かって今後も却下され続けることになる、という意味で「究極的」な根拠付けなのだ、と言えるだろう。

この新たなモデルを敷衍すれば、超越論的語用論は、マイケル・ダメットがいう意味で反実在論的な立場であることになるだろう。それは特に目新しい結論ではなく、たとえばヒラリー・パトナムが指摘していたことでもある。もし、〈カントの意味での超越論哲学の言語哲学的変換〉というアーペルやクールマンの自己認識が正しいのであれば、具体的な内容はどうあれ、形而上学的実在論よりも形而上学的（ないし超越論的）反実在論の方が超越論的語用論にとってふさわしい方向性であるとは言えるかもしれない。

（よしめみちひと 哲学哲学史・准教授）

## 文献一覧

- Albert, Hans** (1968), *Traktat über kritische Vernunft*, Tübingen: Mohr.
- Apel, Karl-Otto** (1976), „Das Problem der philosophischen Letztbegründung im Lichte einer transzendentalen Sprachpragmatik. Versuch einer Metakritik des »kritisches Rationalismus«“, in Apel (1998), S. 33-79.
- (1998), *Auseinandersetzungen in Erprobung des transzentalpragmatischen Ansatzes*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- (2002), „Pragmatismus als sinnkritischer Realismus auf der Basis regulativer Ideen. In Verteidigung einer Peirceschen Theorie der Realität und der Wahrheit“, in: M. L. Raters & M. Willaschek (Hg.): *Hilary Putnam und die Tradition des Pragmatismus*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, S. 117-150.
- Habermas, Jürgen** (1983), *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- Kudaka, Masaaki** (2011), „In welchem Sinne ist die transzentalpragmatische Begründung „letzt „? Absolute Letztbegründung und Relative Letztbegründung“, in: *Topologik (Journal of international Studies of Philosophical and Pedagogical Sciences)*, (9), S. 44-54.
- Kuhlmann, Wolfgang** (1985), *Reflexive Letztbegründung*, Freiburg/München: Karl Alber.
- Peirce, Charles Sanders** (CP), C. Hartshorne & P. Weiss (eds.): *Collected Papers*, Thoemmes Press.
- Rorty, Richard** (1982), *Consequences of Pragmatism*, Minneapolis: The University of Minnesota Press.
- (1994), „Sind Aussagen universelle Geltungsansprüche?“ in: *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 42 (6), S. 975-988.
- Searle, John R.** (1969), *Speech Acts*, New York: Cambridge University Press.
- Wellmer, Albrecht** (1986), *Ethik und Dialog*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- Yoshime, Michihito** (2016), “Consequences of the Transcendental-Pragmatic Consensus Theory of Truth”, in H. Kim & S. Hoeltzel (eds.): *Transcendental Inquiry*, Cham: Palgrave Macmillan, pp. 263-283.
- 入江幸男 (1992),「発語内的否定と質問」、『大阪樟蔭女子大学論集』、第 29 号、所収、pp. 201-217.
- (2013),「討議倫理学から問答論的アプローチへ向けて」、討議倫理学研究会、2013 年 3 月 23 日、於・琉球大学 (<https://irieyukio.net/ronbunlist/presentations/PR35%202020130323%20in%20Ryukyu%20University.pdf> 最終閲覧：2019 年 9 月 29 日。)
- 嘉目道人 (2012),「超越論的論証・遂行の矛盾・直觀主義論理」、『メタフュシカ』、第 43 号、大阪大学大学院文学研究科哲学講座 (刊)、所収、pp. 63-74.
- (2017),『超越論的語用論の再検討 ——現代のフィヒテ主義は可能か——』、大阪大学出版会。

Universality of Validity Claims and Illocutionary Negation  
—In Search of a Novel Understanding of the Ultimate Grounding—  
Michihito YOSHIME

The ultimate grounding argument of transcendental pragmatics has often been regarded, and some transcendental pragmatists also seem to regard it, as an attempt to demonstrate a necessary or logical truth about rules of argumentative discourse in general. Yet, such an understanding seems, for several reasons, problematic to me. First, it would be difficult to answer the critique of the logical structure of the ultimate grounding from the viewpoint of intuitionistic logic, as suggested by Yukio Irie. Second, such an understanding is itself metaphysically costly, as it would require an account of necessary truth. Also, such an account must be consistent with the consensus theory of truth, which transcendental pragmatics presupposes. However, the proposition that it is practically impossible to perform successfully a fallibilistic speech act, and the assertion that the proposition on the rules of argumentative discourse in general is necessarily true, are two different things. Thus, the purpose of this paper was to offer an alternative model for the “necessary truth” model of understanding the ultimate grounding argument. For this purpose, I emphasize two distinctions in the illocutionary act of assertion that play an important role when the performative contradiction of a fallibilistic speech becomes the issue, namely, the distinction between propositional and illocutionary negations and that between universal and local validity claims. According to this model, it is possible both to distinguish clearly several types of objection against transcendental pragmatics and to dissociate the performative contradiction of fallibilistic speech from advocating necessary truth. It should be noted that the original purpose of the ultimate grounding argument was, after all, only to keep refusing fallibilistic speech for every attempt in the future.

「キーワード」

超越論的語用論、究極の根拠付け、発語内行為、直観主義論理、妥当要求